

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令の概要

(平成20年総務省令第38号、平成20年3月28日公布)

総務省自治行政局市町村課

1 改正理由

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行に伴い、住民票の写し等の交付について、

① 本人等請求、② 公用請求、③ 第三者請求のそれぞれの場合に応じ、請求又は申出の際の手続、明らかにすべき事項、本人確認方法を規定するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）の一部を改正するもの。

また、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出に際しての本人確認などについて、所要の規定を整備するため、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部改正関係

○ 本人等請求について

請求の手続及び明らかにすべき事項（第4条）

- ① 請求は書面で行うこと
- ② 明らかにすべき事項として、法定事項のほか、以下の事項を定める。
 - ・ DV被害者に係る請求その他市町村長が請求を拒むかどうか判断するため特に必要があると認める場合は、請求事由
 - ・ 請求をする者の住所以外の場所への送付を求める場合は、その理由及び送付場所

本人確認方法（第5条）

請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法として、以下の方法を定める。

- ① 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（写真付き）であって本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類の提示
- ② ①によることができない場合は、本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類の提示・提出又は本人であることの説明その他の市町村長が適当と認める方法
- ③ 送付を求める場合は、①又は②の書類の写しを送付し、請求の任に当たっている者の住所を送付場所に指定する方法その他の市町村長が適当と認める方法

代理人等の権限を明らかにする方法（第6条）

代理人等が請求の任に当たる場合に、その権限を明らかにする方法として、以下の方法を定める。

- ① 法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示・提出
- ② 任意代理人又は使者の場合：委任状の提出
- ③ ①又は②によることができない場合は、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たる者であることを説明する書類を提示又は提出する方法その他の市町村長が適当と認める方法

※ 市町村長が必要と認めるときは、以上に加え、請求をする者の本人確認のため必要な書類の提示又は提出を求めることを可能とする。

○ 公用請求について

請求の手續及び明らかにすべき事項（第8条）

- ① 請求は公文書で行うこと
- ② 明らかにすべき事項として、法定事項のほか、以下の事項を定める。
 - ・ 犯罪捜査等のための請求である場合は、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由
 - ・ 送付を求める場合は、請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地

本人確認方法（第9条）

請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法として、以下の方法を定める。

- ① 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書の提示
- ② ①によることができない場合は、本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類の提示・提出
- ③ 送付を求める場合は、①又は②の書類の写しを送付する方法その他の市町村長が適当と認める方法

○ 第三者請求について

申出の手續及び明らかにすべき事項（第10条）

- ① 申出は書面で行うこと
- ② 明らかにすべき事項として、法定事項のほか、以下の事項を定める。
 - ・ 申出者の住所又は主たる事務所の所在地以外の場所への送付を求める場合は、その理由及び送付場所

本人確認方法（第11条）

申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法として、以下の方法を定める。

- ① 一般的な第三者による申出の場合（②の場合を除く。）
 - イ 住民基本台帳カード等本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類の提示
 - ロ イによることができない場合は、本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類の提示・提出又は本人であることの説明その他の市町村長が適当と認める方法
 - ② 特定事務受任者（弁護士等）が受任している事件・事務の依頼者のために申出をする場合
 - ・ ①イの書類又は特定事務受任者・その事務補助者の身分証（写真付き）の提示
- かつ、
- ・ 所属会が発行した統一請求書に職印を押して申し出る方法
- ③ ①の場合で、送付を求めるとき
 - ・ ①の書類の写しを送付し、現に申出の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が適当と認める方法（申出者が法人の場合を除く。）
 - ・ 申出者が法人の場合、①の書類の写し・法人の主たる事務所の所在地を確認できる書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が適当と認める方法
 - ④ ②の場合で、送付を求めるとき
 - ・ ①イの書類の写し又は特定事務受任者の身分証の写し及び統一請求書に職印を押したものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を送付すべき場

所に指定する方法
※ 所属会が会員氏名及び事務所所在地を容易に確認できるよう公表しているときは、統一請求書のみの送付でよいとする特例を設ける。

代理人等の権限を明らかにする方法（第12条）

代理人等が申出の任に当たる場合に、その権限を明らかにする方法として、以下の方法を定める。

- ① 法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示・提出
- ② 任意代理人又は使者の場合：委任状の提出
- ③ ①又は②によることができない場合は、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たる者であることを説明する書類を提示又は提出する方法その他の市町村長が適当と認める方法

※ 市町村長が必要と認めるときは、以上に加え、申出をする者の本人確認のため必要な書類の提示又は提出を求めることを可能とする。

○ その他所要の規定の整備。

(2) 住民基本台帳法施行規則の一部改正関係

○ 届出の任に当たっている者の本人確認方法（第8条）

- ① 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（写真付き）であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものの提示
- ② ①の書類をやむを得ない理由により提示できない場合
イ：現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類の提示・提出
ロ：同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

○ 本人確認のため明らかにすべき事項（第8条の2）

- ①氏名、及び②住所その他の市町村長が適当と認める事項

○ 代理人等の権限を明らかにする方法（第8条の3）

- ① 法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示・提出
- ② 任意代理人又は使者の場合：委任状の提出
- ③ ①②に掲げる書類をやむを得ない理由により提示・提出できない場合には、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

※ 市町村長が必要と認めるときは、以上に加え、届出をする者の本人確認のため必要な書類の提示、提出又は説明を求めることを可能とする。

○ その他所要の規定の整備。

(3) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正関係

所要の規定を整備したもの。

3 施行期日

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成20年5月1日）